

鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会報告書

平成17年8月

鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会

目 次

まえがき	1
1 被害の現状と要因	2
(1) 被害の概況	2
(2) 主要獣種別の被害状況とその要因（イノシシ、シカ、サル）	3
2 被害防止対策の現状と課題	6
(1) 農林業従事者の取組み	6
(2) 市町村段階での取組み	7
(3) 都道府県段階での取組み	8
(4) 関係団体における取組み	11
(5) 国としての取組み	12
3 今後の取組み強化の方向について	15
(1) 各段階における連携体制等の充実	16
(2) 特定鳥獣保護管理計画の的確な実施	16
(3) 技術指導者の育成と活動の展開	17
(4) 生態行動等に基づく総合的な被害防止対策の確立	17
(5) 現場に対する各種情報提供のための情報センター機能の構築	19
(6) 地域の農林業従事者等の自衛体制の整備	19
(7) 捕獲鳥獣の地域資源としての有効活用の促進	20
(8) 農林業構造改革の推進	20
(別表) 獣種別（イノシシ、シカ、サル）の被害防止対策とその効果	22
検討会報告書のポイント	23
(参考1) 鳥獣による農林水産被害対策に関する検討会開催要領	25
(参考2) 検討会委員及びワーキンググループ（WG）専門委員一覧	26
(参考3) 検討会及びWGに係る開催経過	27

まえがき

近年、野生鳥獣による農林水産業被害は、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの崩壊等に伴い、全国的に中山間地域を中心に深刻化しており、平成15年度の農作物被害金額は約200億円に上っている。

このような状況の中、平成17年3月末に改正された山村振興法及び半島振興法において、国及び地方公共団体の鳥獣による被害防止に関する取組みについて配慮規定が新たに設けられるなど、行政に対する要請も強くなっており、各地域が自ら行う積極的な取組みを含め、被害防止対策を強化していくことが喫緊の課題となっている。

被害防止対策を進めていく上で、生態系を保護・管理する側からのアプローチと農林水産業を振興する側からのアプローチがあるが、本検討会においては、後者の視点に立って、専門家をはじめ各方面からの関係者の参画を得て、効果的・効率的な被害防止のための推進方策について検討を進めた。なお、環境省の野生鳥獣保護管理検討会において、平成16年12月に鳥獣保護及び狩猟の在り方全般についての検討報告が行われている。

また、本検討会については、平成17年4月から、専門委員会2回を含め、5回にわたり開催し、専門家や現場で実際に被害防止対策にあたられている方の意見と併せてアンケート調査や客観的な資料等に基づき、野生鳥獣による被害の現状及び被害防止対策に係る具体的な取組み状況と課題を総合的に検証することにより、問題意識の共有化を図りつつ、今後の鳥獣害対策の充実強化に向けた具体的な対応方向を提示することに努めた。

1 被害の現状と要因

(1) 被害の概況

① 農作物被害

各都道府県を通じた野生鳥獣による農作物被害報告結果に基づけば、平成15年度の被害面積は約13万haとなっており、獣類による被害は横ばいで推移しているが、鳥類による被害は減少していることから、全体としては減少傾向で推移している。

また、平成15年度の被害金額は約200億円となっており、農業総産出額の0.2%を占めている。被害金額の推移については、近年横ばい傾向にあり、うち獣類が約120億円と約6割を占め、鳥類が約80億円と約4割を占めている。

被害金額を加害鳥獣の種類別に見ると、獣類ではイノシシ、シカ、サルの順で被害が大きく、鳥類ではカラス、スズメ、ヒヨドリの順で被害が大きくなっている。

特に、イノシシ、シカ、サルによる被害が、獣類被害の約9割を、また、鳥獣害全体では5割強を占めており、農業者の営農意欲低下等を通じ耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる鳥獣害を招くという悪循環にあり、被害額として数字に現れた以上の影響を地域に及ぼすなど、中山間地域を中心に全国的にその被害が深刻化している。

なお、当該被害状況については、各市町村等が農業者等からの申告や聞き取り等により把握できた数値をまとめたものであり、必ずしも全ての被害が網羅されているとは限らないことに留意する必要がある。

② 森林被害

各都道府県を通じた野生鳥獣による森林被害報告結果に基づけば、平成15年度の森林被害面積は約7,300haで、被害形態としては、シカ、カモシカによる幼齢木の食害、シカ、クマによる樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。

近年の被害面積は7,000～9,000haで推移しており、主な加害獣種別では、シカ、カモシカ、クマの順で被害が大きく、うちシカによる被害が全体の約6割を占めている。

③ 水産業被害

日本野鳥の会の調査（2002年）に基づけば、近年、カワウの生息域が拡

大し、生息数が増加しており、平成14年度には、ねぐらが41都道府県で160か所、そのうち、コロニー（カワウが繁殖する集団営巣地）が27都道府県で64か所確認されており、約6万羽が生息していると推定されている。これに伴い、放流アユをはじめとした川魚の食害等が拡大している。

（2）主要獣種別の被害状況とその要因

① 獣種別被害の状況と最近の傾向

ア イノシシ

平成15年度の農作物被害総額は約50億円（42都道府県から被害報告）で、特に西日本において被害が大きく、作物別に見ると、水稻（全体の44%）、果樹（同21%）、野菜（同15%）の順で被害が大きい状況にある。

また、森林や耕作放棄地周辺の農地で被害が大きい状況にあるが、生息数、分布域とも北上する方向で拡大傾向にあり、被害金額が少なくこれまで十分な対策が取られていない東日本で被害の拡大が懸念されている。

一方で、これまでイノシシの生息が確認されていなかった瀬戸内海や九州沿岸等の島嶼部においても、近年被害が発生している。

イ シカ

平成15年度の農作物被害総額は約40億円（37都道府県から被害報告）で、東北及び北陸の一部を除く多くの都道府県で被害が認められ、特に北海道におけるエゾシカによる被害はシカによる被害金額の約7割、被害面積の約9割を占めている。被害金額を作物別に見ると、飼料作物（全体の37%）、水稻（同16%）、野菜（同14%）の順で被害が大きくなっている。

また、平成15年度の森林被害面積は約4,500ha（37都道府県から被害報告）で、北海道をはじめ、多くの都道府県で被害が認められており、鳥獣による森林被害全体の約6割を占めている。被害については、特に、森林に接した林縁部の農地や県境周辺の森林で集中して発生している。

ウ サル

平成15年度の農作物被害総額は約15億円（43都道府県から被害報告）で、近畿、甲信越地方を中心に、北海道と一部の県を除いて全国的に被害が発生している。作物別に見ると、果樹（全体の42%）、野菜（同34%）、水稻（同9%）の順で被害が大きい状況にある。

また、森林に接した林縁部の農地で被害が集中して発生する状況にあるが、近年では、北海道を除き全国的に、分布域、被害地域とも拡大する傾向にある。

② 獣種別被害拡大の要因

専門家によると、被害拡大の要因として以下の点が挙げられている。

ア 共通要因

イノシシ、シカ、サルに共通した要因としては、

- ・我が国においては、野生鳥獣を科学的な知見に基づき的確に管理するという思想の下での制度、仕組みが近年まで整備されていなかったこと
- ・昭和30年代から40年代にかけて、大規模な森林から他用途への開発や天然林の人工林化などにより、生息環境が大きく変化したこと
- ・農山村地域において過疎化や高齢化等に伴い、里山等における人間の活動が低下するとともに、餌場や隠れ家となる耕作放棄地が増加していることにより、里が野生鳥獣にとって身近で魅力ある場所になっていること
- ・少雪化や暖冬傾向により生息適地が拡大するとともに、農作物など高栄養な餌の摂取も加わり、個体数の増加率が向上（繁殖率の向上、生殖年齢の低下や幼獣の死亡率の低下等）し、分布が拡大していること
- ・狩猟者の減少や高齢化に伴い、地域によっては狩猟による捕獲圧（サルは除く）が低下していること 等。

イ 獣種別要因

ア) イノシシ

共通要因に加えて、イノシシについては、

- ・産子数は平均4～5頭で、シカ、サルに比して繁殖力が極めて高いこと
- ・近年、一部地域では、イノブタの野生化が指摘されていること 等。

イ) シカ

共通要因に加えて、シカについては、

- ・昭和40年代までの大規模な森林開発による植生の変化が豊富な餌をもたらし、個体数が増加したこと等を背景として、昭和50年代以降

全国的に生息分布が1.7倍に拡大したこと 等。

ウ) サル

共通要因に加えて、サルについては、

- ・昭和30年代以降、観光目的の餌付け等により人馴れが進んだこと等。

なお、獣種別にみた各種被害防止対策とその効果については、別表の通りである。

